平成２３年（フ）第６０号
高知県幡多郡黒潮町佐賀636番地２
債務者　田辺　　舞（旧姓永野）
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２１２号
広島県福山市加茂町大字下加茂931番地９、旧住所広島県福山市南蔵王町２丁目13番42―904号
債務者　重信　雅美（旧姓徳永）
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１５号
広島県福山市北吉津町４丁目15番１―201号市住
債務者　前田多恵子
１　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１７号
広島県福山市南今津町59　レオパレスカサペルデ206号、住民票上の住所徳島県小松島市間新田町字ヤケ木49番地の83
債務者　川面　裕二
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１９号
広島県福山市金江町金見3677番地１、旧住所大阪府大阪市東住吉区矢田１丁目１番３―607号
債務者　藤岡　裕和
１　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２２５号
広島県福山市曙町５丁目10番31―３号、旧住所広島県福山市神辺町大字下竹田2487番地８
債務者　山崎　博樹
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１６８号
熊本市植木町色出364番地２
債務者　日ヶ丸千枝美
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４５３号
熊本県宇城市小川町新田1928番地１
債務者　藤川　　潔
１　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４５８号
熊本市植木町大和18番地４
債務者　藤森　崇明
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４５９号
熊本市植木町大和18番地４
債務者　藤森　悦子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４８８号
熊本市国府本町２番48号
債務者　岡本　靖子
１　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５５０号
熊本市近見３丁目13番11号
債務者　南部　　満
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２２９号
青森市金沢４丁目４番36号
債務者　鈴木　勇人
１　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
青森県むつ市山田町15番24号　鈴木貸家
債務者　福島威里子
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８２１号
兵庫県三田市中央町６番７―504号
債務者　シューズショップ野間こと　野間　成一
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７号
鹿児島県曽於市大隅町中之内7506番地、前住所鹿児島県鹿屋市寿７丁目５番36号　カーリクマンション１棟202号
債務者　川崎このみ
１　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
神奈川県横須賀市平作６丁目７番20号
債務者　高橋　康章
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部